

OECD/G20 包摂的枠組: BEPS 行動 1 「経済のデジタル化から生じる税務上の課題 に対するコンセンサス解決策の策定に係る ワークプログラム」の公表(OECD)

Issue 58, June 2019

In brief

2019年5月31日、OECDは、今後18カ月をカバーするデジタル経済プロジェクトのための意欲的な作業計画(「経済のデジタル化から生じる税務上の課題に対するコンセンサス解決策の策定に係るワークプログラム」¹)を公表しました。本作業計画(ワークプログラム)は、OECD包摂的枠組(129カ国参加)での合意を受けたもので、G20財務大臣・中央銀行総裁会議(2019年6月8-9日、於:福岡)で承認され、今後のコンセンサスに基づく解決策のための取組を更に強化することとされています²。

本ワークプログラムでは、課税権の配分とネクサス及び未解決のBEPSの論点に対処する新たな国際租税構造に係るコンセンサスベースの長期的解決策を策定するという包摂的枠組の目標について具体的な言及がなされています。新たな利得配分ルールとして3つの案(修正残余利益分割法、分数配賦法、分配ベースアプローチ)が示され、また、新たなネクサスルールとして、物理的プレゼンスを要しないビジネスプレゼンス(business presence)概念という案が示されています。また、未解決のBEPSへの対応策として、最低税率を下回る国への利益移転に対して、利益移転元の国で課税をする案が検討されています。

本ワークプログラムでは、これら論点への各国のアプローチ方法には多くの差異が存在する可能性を認めつつ、包摂的枠組で受け入れ可能な統一のアプローチという成果に組み入れるべく、諸規定・設計基準についての検討のための積極的なタイムラインを設定しています。今後予定される重要な段階としては、2019年12月の経過報告(統一のアプローチ公表の可能性)、2019年・2020年を通じた継続的な作業部会(Working Party)での検討、2020年末までにG20に提出される最終報告、などがあります。

¹ “Programme of Work to Develop a Consensus Solution to the Tax Challenges Arising from the Digitalisation of the Economy”(2019年5月)

² G20財務大臣・中央銀行総裁会議(2019年6月8-9日、於:福岡)声明では、「我々は、経済の電子化に伴う課税上の課題への対応に関する最近の進捗を歓迎し、BEPS包摂的枠組みによって策定された、2つの柱からなる野心的な作業計画を承認する。我々は、2020年までの最終報告書によるコンセンサスに基づく解決策のための取組を更に強化する。」(パラ11)とされています。

In detail

背景

OECD は、2015 年に BEPS 行動 1～15 に係る報告書を公表しましたが、行動 1 のデジタル経済課税に係る報告書(「電子経済の課税上の課題への対処」³)では、デジタル経済活動から生じる利得への課税についての選択肢を提示しつつも、2020 年までに最終報告書を作成することとされていました。その後、2018 年に中間報告書(「デジタル化から生じる税務上の課題-中間報告 2018」⁴)を作成するとともに、2019 年 2 月には公開協議文書(「経済のデジタル化に係る税務上の課題への対応」⁵)を公表し、課税権の配分に係る第 1 の柱(Pillar One)と BEPS 問題への対処に係る第 2 の柱(Pillar Two)についていくつかの選択肢を提示しています。また、これに関して公開コンサルテーションを 3 月に実施しました。

一方、デジタル経済活動が国際的に進展するなかで、かなりの国が、現行国際課税制度でのデジタル課税への対応が不十分であるとして、独自の課税措置を採る動きをみせることとなり、包摂的枠組の下でのグローバル各国合意の成案を早期に得ることが求められました。今回公表されたワークプログラムでは、これらの経緯を踏まえて、検討課題である課税権の配分とネクサス及び未解決の BEPS の論点に係るコンセンサスペースの長期的解決策を得るための諸提案と検討事項について述べられています。また、市場国⁶の間で一定利得を配分する新たな課税方式を考案するにあたり、本ワークプログラムでは、主要検討事項、すなわち、二重課税を生じることなく利得/損失を算定する概念を支える方法、納税者と税務当局の負担を限定する簡素化措置、解決策の実際の執行可能性、に係る特定の選択肢について言及しています。

ネクサス及び利得配分ルールの改訂(第1の柱)

第1の柱では、現行の利得配分及びネクサスルールに係る課題に関するものとして、ユーザー参加(user participation)、マーケティング無形資産(marketing intangibles)、重要な経済的プレゼンス(significant economic presence)、という3つの案が既に提示されています⁷。これらの提案は、課税権再配分(新たな課税権)の目的・範囲において重要な差異がありますが、顧客ないしユーザーの所在国(市場国)に従来以上の課税権を認める点では共通です。また、いずれの案においても、物理的プレゼンスのないネクサスの存在、総事業利得の使用、コンプライアンスコストと紛争を減らすための簡素化措置(独立企業原則から離れるものとなる可能性)等の性質が検討されており、統一のアプローチに係る政治的合意に向けての作業が行われています。

本ワークプログラムの下で解決すべき技術的課題については、3つのビルディングブロックにグループ分けされています。すなわち、i) 新たな課税権の下での利得額及びこれら利得の各国間配分を決定する様々なアプローチ、ii) 市場国において新たなビジネスプレゼンス概念を捉える新たなネクサスルールの設計、iii) 新たな課税権の完全な実施及び効率的な執行(紛争解決等)を確保するための諸措置、の3つの課題です。

新たな利得配分ルール

新たな課税権では、市場国に配分される利得額を数量化する方法及び当該利得の市場国間での配分決定方法が求められ、複雑性及び不安定性への懸念に対しても配慮がなされます。

・修正残余利益分割法

修正残余利益分割法(Modified Residual Profit Split Method: MRPS)は、現行の利得配分ルールでは認識されない市場創造価値を反映するノンルーティーン利得の一部を市場国に配分する方法で、4つのステッ

³ “Addressing the Tax Challenges of the Digital Economy—Action 1: Final Report”(2015 年 10 月)

⁴ “Tax Challenges Arising from Digitalisation-Interim Report 2018”(2018 年 3 月)

⁵ “ADDRESSING THE TAX CHALLENGES OF THE DIGITALISATION OF THE ECONOMY”(2019 年 2 月)

⁶ ここで市場国(地域)とは、ビジネスの顧客が所在する国(地域)、又は、他の事業にサービスを供与する事業の場合には、サービスが利用される国(地域)を指します。この定義によって、ユーザーが所在する国(地域)もカバーされます。

⁷ 公開協議文書(2019 年 2 月)パラ 17-28、パラ 29-49、パラ 50-54 参照。

ブがあります。すなわち、i) 分割対象総利得の決定、ii) 現行移転価格又は簡素化措置によるルーティーン利得の除去、iii) 現行移転価格又は簡素化措置による新たな課税権の範囲内のノンルーティーン利得部分の決定、iv) 配分キーによるノンルーティーン利得の関連市場国への配分、となっています。また、MRPSでは、各ステップについて簡素化等の代替策が検討されますが、新たな課税権の範囲が全ての利得をカバーすることは意図されておらず、現行移転価格ルールと共存するものとなります。

MRPSに係る課題及び選択肢は次のとおりです。

- (1) 総利得計算ルールの策定。これには、a) 会計ルールを使用することの妥当性、使用する利得の測定（税引前利得等）、調整を要する際の内容、についての検討が求められます。また、b) 総利得算出の際の各方法（グループベース又は事業体ベース（単体又は単体総計））の利点の評価も求められます。
- (2) 総利得のルーティーン要素とノンルーティーン要素への区分ルールの策定。これには、現行移転価格ルールと簡素化アプローチそれぞれの利点の評価が求められます。特に、a) 現行移転価格ルール使用に係る評価では、将来紛争（解決に数年を要する可能性）の両要素利得計算への影響及び地元課税当局にとってのノンルーティーン利得額確認メカニズムについての検討、また、b) 簡素化アプローチ使用に係る評価では、ノンルーティーン利得の決定に係る代替可能策の検討、が含まれます。
- (3) 新たな課税権の下でのノンルーティーン利得部分の数量化に係るルールの評価。これには、以下のアプローチを使用することの利点の評価も含まれます。すなわち、a) 上述の課題を考慮した現行移転価格ルールの適用、b) 資本化された費用に基づく代替策の使用（新たな課税権の対象となる活動・資産に係るコストの特定、種々の種類の費用・投資の耐用年数の決定・適用、コストが適切な指標でない可能性への対応、等）、c) 将来見込所得額に基づく代替策の使用、d) 総ノンルーティーン所得額の固定比率に基づく代替策の使用（異なる事業ラインに係る異なる固定比率使用の可能性等）、e) 今後開発される可能性のあるその他の代替策。
- (4) 新たな課税権の下で特定された利得の関連市場国間での配分ルールの策定。これには、可能な配分キー（収入等）の評価が求められます。
- (5) 二重（非）課税を生じることのない MRPS 法と現行移転価格ルールとの統合。
- (6) その他上述トピックの検討過程で生じる技術的課題。

・分数配賦法

分数配賦法（Fractional apportionment method）では、ルーティーン利得とノンルーティーン利得の区別をすることなく、新たな課税権の下での利得額が決定されます。一つの可能なアプローチは、関連グループ（又はビジネスライン）全体の利得に配分キーを適用して、その一部を市場国に配分するものです。

この方法の検討にあたっては、いろいろな課題があります。まず、当該販売事業体の関連利得の計算にあたっての選択肢として、現行移転価格ルール、グローバル利益率の適用、その他適切な方法等のいずれかによる方法があります。利得決定に係る財務会計制度等及び定式配分に係る種々の配分キー（従業員数・資産・売上高・ユーザー数等）についても検討がなされる見込みです。また、関連グループ又はビジネスラインの全体利得を基に市場国への利得配分額の調整決定がなされる場合に、二重（非）課税を生じないような現行移転価格制度と分数配賦法との適用結果に係る調整ルールの設計も課題です。

・分配ベースアプローチ

分配ベースアプローチ（Distribution-based approaches）は、簡素性と執行可能性が強く求められるのを踏まえて、市場国により多くの利得を配分するとともに、マーケティング・販売活動に係るルーティーン活動利得とノンルーティーン利得の適切な評価を得るとの考慮の下で、簡素なアプローチが検討されているものです。一つの可能性は、マーケティング・販売・ユーザー関連活動について、市場国に基本利得（baseline

profit)を付与するもので、これらの活動に帰属する基本利得額を規定するルールの策定が課題です。その他の選択肢としては、この基本利得を企業グループの全体利得を踏まえて増加させる、あるいはこのメカニズムによってノンルーティーン利得を市場国に再配分することもあり得ます。コストが適切な配分指標でない可能性への対応も課題です。また、業種や市場の差異といった要素を踏まえて基本利得を修正することもあり得ます。

基本利得が最低利得又は最大利得として機能し得るのかどうか、このような市場国への利得配分アプローチが、最終配分として、納税者・税務当局いずれも現行移転価格ルールの下で再評価できないものとするかどうか、といった検討も求められます。地元の販売企業が極めて収益性の高いマーケティング無形資産に係る全リスクを所有・管理しているような場合には、このような簡素化アプローチが、伝統的な移転価格原則の下でより多くの利得を市場国に配分することを認めるように、設計されることもあり得ます。このアプローチが、二重(非)課税を生じないよう、どのように現行の移転価格制度と調整されるかも課題です。

・ビジネスライン及び地域区分の使用

企業グループの利益状況は、ビジネスライン及び地域によって大きく異なる可能性があります。簡素性と正確性との間のバランスを確保するために、本ワークプログラムでは、ビジネスライン及び/又は地域に基づいて、新たな課税権の下での利得を決定する可能性について検討がなされます。上述したアプローチを採用にあたっては、異なるビジネスラインの間で適用すべきルールの設計及びこれらルールに係る納税者及び税務当局にとっての執行可能性の評価が検討課題です。また、これらルールの策定にあたっては、企業グループが既に(会計、証券法、等の目的で)作成している情報、この情報のビジネスラインによる区分での信頼性ある使用可能性の程度、その他必要情報、が検討されます。企業グループ活動の地域区分を認めるルール・原則の策定にあたっては、同様の検討課題があります。

・対象範囲の限定

新たな課税権の下では、全産業の活動・資産を対象とすることにはならないとみられ、対象範囲は限定されるのが適切であるとみられます。本ワークプログラムでは、特定の事業の性質(消極的除外、セーフハーバー、その他の選別基準等)又は規模(収入その他関連要素による閾値等)のいずれかに係る種々の限定策が検討されます。ここでは、事業ライン区分の実現可能性及びその他国際義務(貿易規定等)から生じる法的制約が考慮されます。また、新たな課税権が市況商品その他の一次産品及び金融商品等にも適用されるのか、適用されるとすればどの程度か、についても検討がなされます。

・損失の取扱い

新たな利得配分ルールは、利得と損失の双方に効果的に適用されることが重要です。本ワークプログラムでは、損失の取扱いに係る種々の選択肢が検討されます。損失企業グループの市場国での申告時期・方法、損失とその後の利得との相殺方法、特定のビジネスライン・国地域に係る損失の取扱い、等の実務的な検討もなされます。

新たなネクサスルール

本ワークプログラムでは、遠隔地課税プレゼンス(remote taxable presence)の概念及び当該プレゼンスの認定に係る新たな基準の策定並びにそれに伴う新たな課税所得源泉地概念についての検討がなされます。新たな物理的プレゼンスなきネクサスルール(non-physical presence nexus rule)の策定には、OECDモデル条約5条のPE(恒久的施設)規定の改正とそれに伴う7条の改正の可能性、新たな課税プレゼンス又は源泉地概念による新規かつ別個のネクサスを設定する独自ルール(standalone rule)の策定、等についての評価が求められます。

新たなネクサスルールの策定には、市場国におけるビジネスプレゼンス(business presence)という新たな概念が使われ、新たな利得配分ルールの下で、市場国の課税権が認められます。この場合の選択肢の一つは、OECDモデル条約5条及び7条を改正して、多国籍企業が遠隔地からの持続的で重要な関与(sustained and significant involvement)を示す場合にPEが存在するとみなすもので、それに伴って、PE

概念を使用するその他の条項(10-13、15、21、22、24条)及びその他の課題(VAT等)への影響にも検討がなされます。その他の選択肢としては、新たな独自の規定を導入するもので、この場合、新たな非物理的課税プレゼンスの特定・定義、源泉地国の新たな課税所得概念の特定・定義、これらと既存の規定との関係、についての検討が必要となります。

多国籍企業グループによる遠隔地からの持続的で重要な関与という指標の評価・開発には、持続的な収入閾値(金銭的かつ時間的)及びその他の指標の検討が求められます。また、新たなネクサス及び利得配分ルールの下で、市場国に課税権を認めるにあたっては、モデル条約第9条等の改正の必要性の検討、さらには、税務上の安定性、執行可能性、効果的な紛争予防・解決に係る検討も求められることとなります。

新たな課税権の実施

・二重課税の除去

第1の柱の下での諸提案では、特定の事業体の特定の利得ではなく、採用される選択肢に応じて、多国籍企業グループの利得の一部に係る課税権の再配分が考えられています。従って、源泉地国及び居住地国それぞれの課税権の内容(利得配分のあり方、市場国課税権と源泉税との調整等)並びに二重課税除去の方法(モデル条約9条2項、免除方式・税額控除方式、多国間相互協議等)についての改めての検討の必要性も認識されています。また、本ワークプログラムでは、新たなネクサス及び利得配分ルールの下での二重課税除去の方法(仲裁等)、多国間リスク評価(ICAP⁸等)についての勧告もなされる可能性があります。

・執行

本ワークプログラムでは、課税権のある国・地域の居住者ではない事業体に係る納税義務の執行・徴収に必要な仕組みが検討されます。一つの選択肢は、情報交換の強化とともに、簡易な登録ベースの徴収メカニズムの可能性であり、源泉税も補完的措置として検討されます。ここで必要な情報は、BEPS行動13の国別報告の交換に係る枠組・技術に基づくことが考えられます。さらに、販売場所の決定及び報告に関して生じる課題の検討も必要となります。

・租税条約の改訂

物理的プレゼンスなく、また、ALP原則と整合的でなく計算される非居住事業体の事業利得の一部に係る課税権の配分の提案には、現行租税条約の改訂が求められます。その際、“BEPS防止措置実施条約”⁹(MLI)の改正又は新たな多数国間条約策定の利点等の検討が行われる可能性があります。

グローバル税源浸食防止提案(第2の柱)

第2の柱であるグローバル税源浸食防止(global anti-base erosion: GloBE)提案では、包摂的枠組参加国は、各国が自国制度(法人所得税の有無、税率等)を自由に決定できるとするアプローチに合意する一方、ミニマム税率未満での実効税率課税の場合について策定されたルールを他国が適用する権利についての検討がなされます。

本提案の背景にあるのは、BEPSパッケージによる諸措置においても、無税又は極めて軽課税となる事業体に利得を移転するストラクチャーから生じるリスクに係る包括的解決策が未だに提示されておらず、特にデジタル経済の下で一般的な無形資産関係利得についての利益移転が顕著であるとの考えです。そのため、グローバルでの行動が必要であるとされ、有害な底辺への競争(harmful race to the bottom)を阻止することは、途上国の非効率な租税インセンティブによる歳入減への対応にもなるとされています。

ここでの提案は、関連利得がミニマム税率未満課税の状況で計上されている場合に係る第1の柱のバックストップとなることも意図されています。また、行動1報告書で述べられているように、デジタル経済をリング

⁸ International Compliance Assurance Programme

⁹ “Multilateral Convention to Implement Tax Treaty Related Measures to Prevent BEPS”

フェンスするのは極めて困難であるとされていますので、本提案の対象範囲は、高度デジタルビジネスに限定されてはなりません。

GloBE 提案

本提案は、二つの相関連するルールによって BEPS 対応を目指すものです。すなわち、i) 海外支店又は支配子会社の所得がミニマム税率未満の実効税率課税の場合の所得合算ルール (income inclusion rule)、及び、ii) ミニマム税率以上の課税となっていない一定支払に係る控除否認又は源泉ベース課税 (含、源泉税) の税源浸食支払課税 (tax on base eroding payments) です。これらのルールは、国内法及び租税条約の改正によって実施され、経済的二重課税リスク除去のための調整ルールが組み入れられます。

所得合算ルール

第 2 の柱における主要ルールである所得合算ルールは、ミニマム税率を超える実効税率で課税がなされていない所得について、比例割合での算入を株主に求めるミニマム税として作用するものであり、CFC ルールの補完となり得るものです。これによって多国籍企業グループが低税率課税の事業体へ所得配分を行うインセンティブを減少させるとするものです。

・ミニマム税率までの上積課税

本ルールは、多国籍企業の本部の所在地如何に拘わらず、そのグローバル所得が確実にミニマム税率で課税されるというもので、一定税率以上での課税という政策に合致したアプローチです。一般的には、ミニマム税率までの上積 (top-up) 課税が検討されます。それによって、統一的かつ調整のとれたルールの策定が容易となります。また、各国及び各多国籍企業の間での同等競争条件が達成される可能性が高くなるとみられ、インバージョン等の低実効税率の恩典利用の事業再編取引へのインセンティブが減少します。一方、各国の法人税率と関連付けられたミニマム税の場合には、包摂的枠組参加各国の法人税率が多様であることをみれば、より複雑で不透明な国際的枠組となるとみられ、特に、国内法人税率が高い国の場合には、この制度の対象になるか否かによる影響は多大なものがあります。

・固定税率の使用

本ワークプログラムでは、親会社所在地国の法人税率 (幅) の一定パーセンテージではなく、固定パーセンテージを使用するアプローチが検討されます。このアプローチは簡素で透明性が高く、執行コスト・コンプライアンスコストが軽減されます。また、各国間での同等競争条件が確保されます。一方、親会社所在地国の一定パーセンテージを使用する場合には、適用税率に多大の差異が生じ、過少課税支払ルール等との整合性確保が困難となって、二重課税のリスクが高まります。

・簡素化の検討

本ワークプログラムでは、基本的に、課税ベースは各国の既存の CFC ルール (又は国内法人税制) の下での計算ルールで算定されることを前提としていますが、各国の課税ベースの設計における差異によって当ルールの適用・不適用を生じる可能性がありますので、簡素化が検討されています。その一つの方法として、法人設立地の法及び関連会計基準で作成された財務諸表を基に、必要な合意された調整を行うとするものです。その他の簡素化措置も検討され、本制度の対象外とされる可能性のあるのは、BEPS 行動 5 (有害税制) に合致した税制及びその他の実体に基づく除外、有形資産に基づく収入、関連者取引が一定閾値未満の被支配会社、等です。

・その他の課題

高税率所得と低税率所得の混合 (blending) によって、混合税率がミニマム税率超となる場合がありますが、混合については、事業体レベルでの混合からグローバルグループレベルでの混合まで、各国別の混合も含めて、種々の選択肢があります。

その他の設計上・技術上の課題として、他の国際課税ルール(源泉地ベース課税、移転価格税制、CFC 税制等)との調整、多階層所有構造に係る合算ルール間の調整、所有権閾値、所得帰属ルール及びそれに係る支払税額計算、投資家租税債務計算ルール、等が挙げられます。

所得合算ルールは、外国支店及び外国子会社双方に適用される必要があり、免税支店に帰属する所得あるいは免税外国不動産から生じる所得の場合には、スイッチオーバールール(switch-over rule)によって税額控除を適用することが考えられます。

税源浸食支払課税

第 2 の柱におけるもう一つの要素は、源泉地国における税源浸食支払に対する課税(tax on base eroding payments)で、これは上述した所得合算ルールの補完をなすものです。ここでは、過少課税支払ルール(undertaxed payments rule)と課税対象ルール(subject to tax rule)の二つの案が検討されています。過少課税支払ルールでは、ミニマム税率での課税となっていない支払に係る控除否認又は源泉ベース課税(源泉税等)が考えられています。本ルールの設計にあたっては、対象となる関連者支払の種類、欠損の取扱い、調整の性質・程度、除外対象、等が検討課題です。

また、課税対象ルールは、過少課税支払ルールの補完となるもので、支払を源泉課税(源泉税等)の対象とするとともに、ミニマム税率課税となっている所得にのみ条約上の恩典を与えるというものです。条約上の恩典の修正が考えられており、PE 帰属利得となっていない非居住者事業所得に係る課税の制限、条約相手国による移転価格課税に係る対応的調整実施の必要性、源泉地国における配当・利子・使用料・キャピタルゲインに係る課税の制限、居住地国におけるその他所得の排他的課税権の配分、等の恩典の修正が検討対象とされています。過少課税支払ルールとの調整、その他二重課税排除のための諸措置も検討対象となります。

ルール調整、簡素化、閾値、国際義務との適合性

第 2 の柱の下で、さらに作業が求められる分野として、これらルールの調整、簡素化措置、グループの規模等に基づく閾値、二重課税リスクの除去及びコンプライアンス・執行コスト極少化のための特定分野/産業の除外、等があります。その意味で、他の BEPS 行動項目との相互作用、国際的義務(無差別取扱い、EU 関連諸規定等)との適合性、についても検討がなされます。

経済分析及び影響調査

上述した 2 つの柱の下での諸提案を検討するにあたり、包摂的枠組参加国は、各提案及びそれらの相互関連についての詳細分析を行うことを望んでおり、これら提案の影響評価には、納税者及び当局が直面するインセンティブ(利益移転・投資・経済活動地及び租税競争等)への影響、租税歳入のレベル・分配への影響、全体的な経済効果(投資・イノベーション・成長等)への影響等の詳細な検討が含まれます。また、経済的影響の分析では、マクロレベル及びミクロレベルのデータ等に基づく必要があり、異なる多国籍企業の類型・分野・経済状況(途上国、資源国、R&D 集約経済等)、また、可能な限り、特定の分野・産業・ビジネスモデルへの影響も検討される必要があります。

本ワークプログラムでは、既に実施されている予備的経済分析を基に、さらなる分析結果が 2019 年末までに包摂的枠組参加国に提供されることが求められています。これによって、各国がこの全体的プログラムの将来の方向性に係る判断を行うに際しての支援となることが意図されています。この影響評価は 2020 年も引き続き実施され、諸提案の設計に係る技術的判断の影響についての報告が各国に対してなされます。

今後のステップ

本作業にかかる経過報告書が 2019 年 12 月に作成される見込みです。また、第 1 の柱に係る統一的アプローチ及び第 2 の柱に係る GloBE 提案の主要設計要素の策定についての作業が継続され、長期的解決策の主要要素についての勧告が、2020 年初頭の包摂的枠組での合意に向けて提示される可能性があります。最終報告書は、2020 年末までに作成されることとなっています。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

電話 : 03-5251-2400(代表)

Email: pwcjapan.taxpr@jp.pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー
高野 公人

顧問
岡田 至康

ディレクター
荒井 優美子

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 680 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 158 カ国に及ぶグローバルネットワークに 250,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2019 PwC 税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 税理士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。